創業塾が開講します

―夢から実現への第一歩を踏み出そう―

　創業者から好評を頂いております「創業塾」が今年度も全国商工会連合会から委託を受けて開催されます。これまで、卒業生の四割が新規開業、新分野進出等を果たされました。

　この「創業塾」は、創業予定者等に対して、創業にあたっての基礎知識や経営戦略、ビジネスプラン作成等について、それぞれの分野の専門家がわかりやすく講義を行います。セミナー以外にも、専門家の派遣、アドバイス等も受けることができます。

　創業に向けて第一歩が踏み出せないという方は、この機会に是非受講されることをお勧めします。

　今年度は六月、九月、十月の三回開講されます。

　六月開講の「創業塾」の具体的日程等は次のとおりです。

◎開催日時

六月　七日(火)・十日(金)

　十四日(火)・十七日(金)

　二十一日(火)・二十四日(金)

　二十八日(火)

七月　一日(金)・五日(火)

　八日(金)

の十日間、全日程午後一時～午後四時の開講となります。

◎会場

　KKRホテル仙台

　仙台市青葉区錦町

　　一の八の十七

◎募集定員

　四十名

（六月の講座は女性が対象）

◎受講料

　三千円　（全十回分）

◎受講申込方法等

　所定の申込書にご記入の上、最寄りの商工会または本会宛にご送付下さい。追って受講決定通知を送付いたします。なお、申込多数の場合には、受講をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

　九月、十月開講の「創業塾」につきましては、新聞広告等でお知らせします。多数の応募をお待ちしております。

わがまち自慢（特産品）

松島町商工会

瑞巌寺（ずいがんじ）石斛（せっこく）

TEL（三五三）四〇七一

　松島に咲く可憐な花が石斛（せっこく）です。花の開花時期は５月下旬から６月上旬でピンクの花を咲かせます。しかし、現在石斛は絶滅の危機にさらされており、町では瑞巌寺の了承を得て、境内の老杉に着生している原株をバイオテクノロジーの栽培施設で培養し、現在は鉢植えのお土産として求めることができます。

こうれん

TEL（三五四）二六〇五

　七百年の伝統があり、紅蓮尼が亡夫・小太郎の家の軒端に咲く梅の花を眺めながら、観音堂に参拝客がお供えした米を粉にしてせんべいを焼いたのが始まりで、その後誰言うことなく松島こうれんと呼ばれる様になりました。宮城のうるち米を使用した手焼きせんべいから漂う香りが、紅蓮尼の優しさを偲ばせます。

だるまこけし

TEL（三五四）三〇三七

　松島は古くからこけし作りの歴史があります。その中でも一風変わった面白いこけしが、江月だるまこけしです。だるまとこけしの合いの子の様な形をしており、達磨大師が鶯尾山で座禅を組んで修行をしたという言い伝えが起源となりこのように形作られました。

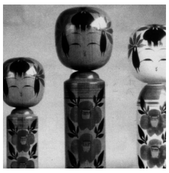

松島直秀（なおひで）こけし

TEL（三五四）三二一六

　特徴としては頭が大きくオカッパで、女の子の独特の素直さを表現しています。みちのく木オボコの感じを簡素ににじみ出し、胴は太く松島に多い椿の花を描いています。温もりとひなびた味を生かしつつ、心を込めて創り上げた作品です。

　その他の特産品

　かき、うなぎ、あなご、伊達こうれん、海の幸・藻華（もか）などがあります。

ＩＴ豆知識

デジカメ選びのポイント①　～高画素数＝高画質！？～

　デジカメ（デジタルカメラ）選びの大きな要素のひとつとして画素数があります。最近では7.0メガピクセル（700万画素）クラスのコンパクトタイプのデジカメも登場し、あたかも、高画素数＝高画質の代名詞のように思われがちです。しかしながら、画素数が増えれば高画質が実現できるかというと、必ずしもそうではありません。

　画素数とプリントサイズの関係を計算してみると、写真では思ったよりも画素数を必要としないことがわかります。参考までに、画像をプリントする際に必要な画素数をまとめてみると、以下のようになります（写真をプリンタで印刷したとき、人間の目にきれいに見える印刷解像度250dpiにおける理論値です）。

【L判相当】	1.1メガピクセル （非圧縮時のファイルサイズ3.3MB）
【2L判相当】	2.0メガピクセル （非圧縮時のファイルサイズ6.0MB）
【A4相当】	4.8メガピクセル （非圧縮時のファイルサイズ14.4MB）

　これを見ると、通常のサービス判（L判）のプリント程度であれば、数年前に主流であった2.0メガピクセル（200万画素）クラスのデジカメでも十分であることがわかります。これ以上の画素数があっても、プリントの質はさほど変わりません。ただし、トリミング（画像の一部を切り取る）をしたり大きく引き伸ばしたりするのであれば、迷わず高画素タイプのデジカメを選んでよいでしょう。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

志水　麻木

税のひとくち知識

確定申告を間違えたとき

　確定申告をしたあとで計算違いなど、申告内容の間違いに気が付いたら次の方法で正しく直して下さい。

（1）納める税金が多過ぎる場合や返してもらう税金が少な過ぎる場合。

　この場合には、更正の請求という手続をとることになります。この手続は、更正の請求に誤りの内容を記載した書面などを税務署に提出します。

　更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から一年以内です。

　更正の請求が出されると、税務署ではその内容の検討をして納め過ぎの税金があると認めた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付することになります。

（2）納める税金が少な過ぎる場合や返してもらう税金が多過ぎる場合。

　この場合には、誤った内容を訂正するための修正申告をする必要があります。

　この修正申告をする場合には、次の点に注意して下さい。

イ　誤りに気がついたらできるだけ早く修正申告してください。税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかります。

ロ　新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。

　詳しいことは、最寄の商工会にお尋ねください。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

星　　武夫